

法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第七号）新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条）

第二章 公益法人等の範囲（第二条・第二条の二）

第二章の二 適格組織再編成（第三条―第三条の三）

第二章の三 恒久的施設の範囲（第三条の四）

第三章 収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）

第三章の二 資本金等の額（第八条の二の三）

第四章 有価証券に準ずるものの範囲（第八条の二の四）

第四章の二 信託の通則（第八条の三・第八条の三の二）

第五章 連結納税の承認申請等（第八条の三の三―第八条の三の十二）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 受取配当等（第八条の四―第八条の五の二）

第一款の二 資産の評価益（第八条の六）

第一款の三 棚卸資産の評価（第九条・第九条の二）

第二款 減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）

第三款 繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）

第三款の二 資産の評価損（第二十二条の二）

第三款の三 役員の給与等（第二十二条の三）

第四款 寄附金（第二十二条の四―第二十四条）

第五款 圧縮記帳（第二十四条の二―第二十五条）

第六款 貸倒引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）

第七款 繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）

第七款の二 短期売買商品等（第二十六条の七―第二十六条の十）

第八款 有価証券（第二十六条の十一―第二十七条の六）

第九款 デリバティブ取引（第二十七条の七）

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第一款の二 同上

第一款の三 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三款の二 同上

第三款の三 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 短期売買商品（第二十六条の七・第二十六条の八）

第八款 有価証券（第二十六条の九―第二十七条の六）

第九款 同上

- 第十款 ヘッジ処理(第二十七条の八・第二十七条の九)
- 第十一款 外貨建資産等の換算等(第二十七条の十一―第二十七条の十三)
- 第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価(第二十七条の十三の二)
- 第十一款の三 完全支配関係がある法人の間の取引の損益(第二十七条の十三の三)
- 第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額の計算(第二十七条の十四―第二十七条の十六の二)
- 第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調整(第二十七条の十六の三)
- 第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第二十七条の十六の四)
- 第十一款の七 一括償却資産(第二十七条の十七―第二十七条の十九)
- 第十一款の八 確定給付企業年金の掛金等(第二十七条の二十)
- 第十二款 借地権等(第二十七条の二十一)
- 第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等(第二十八条―第二十八条の四)
- 第二節 税額の計算(第二十八条の五―第三十条の三)
 - 第三款 申告、納付及び還付
 - 第一款 中間申告(第三十一条―第三十三条)
 - 第二款 確定申告(第三十四条―第三十六条の三)
 - 第三款 還付(第三十六条の四)
- 第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税
 - 第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算
 - 第一款 個別益金額又は個別損金額(第三十六条の五・第三十七条)
 - 第二款 寄附金(第三十七条の二)
 - 第三款 繰越欠損金(第三十七条の三―第三十七条の三の四)
 - 第二節 税額の計算(第三十七条の四―第三十七条の七の三)
 - 第三節 申告、納付及び還付
 - 第一款 連結中間申告(第三十七条の八―第三十七条の十)
 - 第二款 連結確定申告(第三十七条の十一―第三十七条の十五)

- 第十款 同上
- 第十一款 同上
- 第十一款の二 同上
- 第十一款の三 同上
- 第十一款の四 同上
- 第十一款の五 同上
- 第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第二十七条の十六の四)
- 第十一款の七 同上
- 第十一款の八 同上
- 第十二款 同上
- 第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入(第二十八条―第二十八条の四)
- 第二節 同上
 - 第三款 同上
- 第三節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
- 第一章の二 同上
 - 第一節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第二節 同上
 - 第三節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上

第三款 個別帰属額等の届出(第三十七条の十六・第三十七条の十七)

第四款 還付(第三十八条)

第二章 退職年金等積立金に対する法人税(第三十九条―第五十一条)

第三章 青色申告(第五十二条―第六十条)

第四章 更正(第六十条の二)

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得(第六十条の三)

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算(第六十条の四―第六十条の十)

第二節 其他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算(第六十条の十一)

第三節 税額の計算(第六十条の十二―第六十条の十四)

第四節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告(第六十一条―第六十一条の三)

第二款 確定申告(第六十一条の四―第六十一条の七)

第三款 還付(第六十一条の八)

第三章 退職年金等積立金に対する法人税(第六十一条の九)

第四章 青色申告(第六十二条)

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化(第六十二条の二・第六十条の三)

第四編 雑則(第六十三条―第六十八条)

附則

(議決権のない株式等)

第三条の三 一定の事由が生じたことを条件として議決権を有することとなる旨の定めがある株式又は出資で、当該事由が生じていないものは、令第四

条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項

第五号(適格組織再編成における株式の保有関係等)の議決権のないもの

に含まれるものとする。

2 省 略

3 合併、分割型分割、株式交換又は株式移転(以下この項において「合併

第三款 同上

第四款 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

附則

(議決権のない株式等)

第三条の三 一定の事由が生じたことを条件として議決権を有することとなる旨の定めがある株式(出資を含む。第三項において同じ。)で当該事由

が生じていないものは、令第四条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第

二十項第五号及び第二十四項第五号(適格組織再編成における株式の保有

関係等)の議決権のないものに含まれるものとする。

2 同 上

3 合併、分割型分割、株式交換又は株式移転(以下この項において「合併

等」という。)により当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主等に交付される株式(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項(定義)に規定する投資口を含む。以下同じ。)又は出資(以下この項において「交付株式」という。)が次に掲げる株式(出資を含む。以下この項において同じ。)である場合には、当該交付株式は、令第四条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項第五号に規定する対価株式に含まれないものとして、これらの規定を適用する。

一 省略
二 当該株主等が発行した株式

(理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)

第八条 令第五条第一項第三十号二(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる事項の全てに該当する技芸の教授とする。

一 その修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの修業期間)が次に掲げる課程の区分に応じそれぞれ次に定める期間であること。

イ 昼間課程又は夜間課程 二年(修得者課程(理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第二条第四項(養成課程)に規定する美容修得者課程又は美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第一条の二(理容修得者課程)に規定する理容修得者課程をいう。ロにおいて同じ。)にあつては、一年)以上

ロ 通信課程 三年(修得者課程にあつては、一年六月)以上

等」という。)により当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主等に交付される当該合併等に係る合併法人の株式(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項(定義)に規定する投資口を含む。以下同じ。)若しくは令第四条の三第四項第五号に規定する合併親法人株式、分割承継法人の株式若しくは同条第八項第六号イに規定する分割承継親法人株式、株式交換完全親法人の株式若しくは同条第二十項第五号に規定する株式交換完全支配親法人株式又は株式移転完全親法人の株式(以下この項において「交付株式」という。)が次に掲げる株式である場合には、当該交付株式は、同条第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項第五号に規定する対価株式に含まれないものとして、これらの規定を適用する。

一 同上
二 法第二条第十二号の八、第十二号の十一又は第十二号の十七(定義)に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人に交付される令第四条の三第四項第五号に規定する合併親法人株式、同条第八項第六号イに規定する分割承継親法人株式又は同条第二十項第五号に規定する株式交換完全支配親法人株式

(理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)

第八条 令第五条第一項第三十号二(技芸教授業)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる事項の全てに該当する技芸の教授とする。

一 その修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの修業期間)が昼間課程又は夜間課程にあつては二年、通信課程にあつては三年以上であること。

二 その教科課目の単位数が理容師養成施設指定規則第四条第一項（養成施設指定の基準）又は美容師養成施設指定規則第三条第一項（養成施設指定の基準）に定める単位数であること。

三 六 省 略

（みなし事業年度の特例に係る書類の記載事項）

第八条の三の十二 法第十四条第二項（みなし事業年度）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十四条第二項の書類の提出をする同項に規定する連結親法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第十四条第二項に規定する他の内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
- 三 前号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日
- 四 第二号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日
- 五 省 略

第三款の三 役員の給与等

第二十二條の三 省 略

2 省 略

3 令第六十九条第十八項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第六号（定義）に規定する業務執行者とする。

4 令第六十九条第十八項第二号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則第二条第三項第六号ハに掲げる者のうち重要な使用者でないものとする。

5 省 略
6 省 略

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六條の二 令第一百二十二条第六項第三号イ（適格合併等による欠損金の

二 その教科課目の単位数が理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条第一項（養成施設指定の基準）又は美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第三条第一項（養成施設指定の基準）に定める単位数であること。

三 六 同 上

（みなし事業年度の特例に係る書類の記載事項）

第八条の三の十二 同 上

- 一 法第十四条第二項の書類の提出をする同項に規定する他の内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 前号の他の内国法人に係る連結親法人又は法第四条の二（連結納税義務者）に規定する内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
- 三 第一号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日
- 四 第一号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日
- 五 同 上

第三款の三 役員の給与等

第二十二條の三 同 上

2 同 上

3 同 上

4 同 上

3 同 上
4 同 上

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六條の二 令第一百二十二条第六項第三号イ（適格合併等による欠損金の

引継ぎ等) (同条第八項(同条第十一項において準用する場合を含む。)
及び同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で
定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるとこ
ろにより区分した後の単位とする。

一 四 省 略

五 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項
(定義)に規定する仮想通貨 その種類の異なるごとに区分するものと
する。

六 省 略

2・3 省 略

第七款の二 短期売買商品等

(短期売買商品等に該当する旨の記載の方法)

第二十六条の七 令第一百八条の四第一号(短期売買商品等の範囲)の記載
は、資産の取得に関する帳簿書類において、同号に規定する短期売買目的
で取得した資産の勘定科目をその目的以外の目的で取得した資産の勘定科
目と区分することにより行うものとする。

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の
記載事項)

第二十六条の八 令第一百八条の六第六項(短期売買商品等の一単位当たり
の帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)において準用する令第三
十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 その一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする法第六
十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定す
る短期売買商品等の種類又は銘柄

三 五 省 略

(短期売買商品等の譲渡損益の発生する日)

第二十六条の九 法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価

引継ぎ等) (同条第八項(同条第十一項において準用する場合を含む。)
及び同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で
定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるとこ
ろによる。

一 四 同 上

五 同 上

2・3 同 上

第七款の二 短期売買商品

(短期売買商品に該当する旨の記載の方法)

第二十六条の七 令第一百八条の四第一号(短期売買商品の範囲)の記載は
、資産の取得に関する帳簿書類において、同号に規定する短期売買目的で
取得した資産の勘定科目をその目的以外の目的で取得した資産の勘定科目
と区分することにより行うものとする。

(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記
載事項)

第二十六条の八 令第一百八条の六第五項(短期売買商品の一単位当たりの
帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続)において準用する令第三十条
第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める
事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 その一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする法第六
十一条第一項(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損
金算入)に規定する短期売買商品の種類又は銘柄

三 五 同 上

評価損益)に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配(分割型分割によるものを除く。) これらの効力が生ずる日

二 解散による残余財産の一部の分配又は引渡し 当該分配又は引渡しの日

三 自己の株式(出資及び新株予約権を含む。)の取得の対価としての交付 その取得の日

四 出資の消却、出資の払戻し、社員その他内国法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資を取得することなく消滅させることによる対価としての交付 これらの事由が生じた日

五 自己の組織変更 当該組織変更の日

六 自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換等完全親法人とする合併、分割又は株式交換等 当該合併、分割又は株式交換等の日

七 自己を現物出資法人とする適格現物出資に該当しない現物出資(新株予約権又は社債と引換えにする給付を含む。) 当該現物出資の日

八 自己を令第二百二十三条の十第一項(非適格合併等)により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)に規定する譲受け法人又は同条第二項に規定する移転法人とする法第六十二条の八第一項(非適格合併等)により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け(第六号に掲げるものを除く。) 当該事業の譲受けの日

九 法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引(仮想通貨(同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この号において同じ。)の売付けをし、その後当該仮想通貨の種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をするものに限る。) その決済に係る買付けの契約をした日

(仮想通貨信用取引に係る利益相当額又は損失相当額)

第二十六条の十 法第六十一条第七項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 仮想通貨信用取引（法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により仮想通貨（同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしてい
る場合、その売付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時にあって決済さ
れていないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該仮想通
貨の令第一百八条の八第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金
額）に掲げる価格に相当する金額（次号において「時価評価額」という
。）に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金額を減算した金額
二 仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付けをしている場合、そ
の買付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時にあって決済されていない
ものに限る。）の時価評価額に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金
額から当該仮想通貨のその買付けに係る対価の額を減算した金額

（株式交換により取得をした株式会社交換完全子法人株式の取得価額）

第二十六条の十一 令第一百九条第一項第十号ロ（有価証券の取得価額）に
規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる
数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な
方法とする。

一 省 略

二 令第一百九条第一項第十号ロに規定する株式会社交換完全子法人の同号ロ
の適格株式交換等の直前の基準株式数（会社法施行規則第二十五条第四
項（一株当たり純資産額）に規定する基準株式数をいう。）

三 省 略

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）
第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税

特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出す
る場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十(三)、別表十
一(一)から別表十二(二)まで、別表十二(四)から別表十二(八)まで、別表十二(十)、
別表十二(四)、別表十三(一)から別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十六(一)か
ら別表十六(六)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によら
なければならぬ。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割

（株式交換により取得をした株式会社交換完全子法人株式の取得価額）

第二十六条の九 同 上

一 同 上

二 令第一百九条第一項第十号ロに規定する株式会社交換完全子法人の同号ロ
の適格株式交換等の直前の基準株式数（会社法施行規則（平成十八年法
務省令第十二号）第二十五条第四項（一株当たり純資産額）に規定する
基準株式数をいう。）

三 同 上

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七条の十四 同 上

等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)又は第二十一条の三第四号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一 省略

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の四第五号(金属鉱業等鉱害防止準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十二第二項第五号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二十五第七項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第六項第六号及び第八項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十一条の九の二第二項第六号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三 省略

一同上

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の二第三項第五号(新事業開拓事業者投資損失準備金)、第二十一条の四第五号(金属鉱業等鉱害防止準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二十五第七項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第六項第六号及び第八項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十一条の九の二第二項第六号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

一同上

四 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年財務

- 四| 省 略
- 五| 省 略
- 六| 省 略
- 七| 省 略
- 八| 省 略
- 九| 省 略

九| 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十一条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の二第三項第五号（新事業開拓事業者投資損失準備金）に掲げる事項

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二十七条の十五 令第二百二十三条の八第三項第四号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第十四項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

- 一| 四 省 略
- 五| 資金決済に関する法律第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨 其の種類の異なるごとに区分するものとする。
- 六| 省 略
- 2| 5| 6 省 略

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第二十七条の十六の四 省 略

2 法第六十四条の四第四項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類は、令第三百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に

省令第二十八号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第七項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

- 四| 同 上
- 五| 同 上
- 六| 同 上
- 七| 同 上
- 八| 同 上
- 九| 同 上

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二十七条の十五 同 上

- 一| 四 同 上
- 五| 同 上
- 2| 5| 6 同 上

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第二十七条の十六の四 同 上

2 法第六十四条の四第四項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類は、令第三百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に定

定める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の認定を受けた旨を証する書類の写し及び当該計画の認定に係る同号に規定する実施計画の写しとする。

一〇三 省 略

第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等

(外国税額控除を受けるための書類等)

第二十九条の三 法第六十九条第十五項(外国税額の控除)に規定する控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 省 略

四 租税特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)(同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の十八第一項(外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等)に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。)(に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十八条の九十一第一項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)(同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の六第二項第一号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)又は第六十八条の九十第二項第一号(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係会社をいう。)(の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定(

める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の認定を受けた旨を証する書類の写し及び当該計画の認定に係る同号に規定する実施計画の写しとする。

一〇三 同 上

第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入

(外国税額控除を受けるための書類等)

第二十九条の三 同 上

一〇三 同 上

四 租税特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)(同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明及び同項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十八条の九十一第一項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)(同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の六第二項第一号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)又は第六十八条の九十第二項第一号(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係会社をいう。)(の所得に対して課される外国法人税の額で当該事業年度において減額されたものがあるときは、

租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九条の十八第十項又は第十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第一項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九の三第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十六条の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。）の所得に對して課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九

当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十八第八項又は第九項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明及び同項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十六条の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。）の所得に對して課される外国法人税の額で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第四項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第

条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九條の十八第十項又は第十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

八 第四号又は第六号に規定する税を課されたことを証するこれらの税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきこれらの税に係る書類及びこれらの税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類並びに第四号又は第六号に規定する個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類

2・3 省 略

(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)

第三十七条 令第五百五十五條の六第一項第二号(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合には、当該書類又は当該届出に係る書類に記載すべき事項のうち第九條第一号(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)、第九條の二第一号(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)、第九條の三第一号(特別な償却の方法の承認申請書の記載事項)、第十一條第一号(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)、第十一條の二第一号(旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項)、第十三條第一号(特別な償却率の認定申請書の記載事項)、第十五條第一号(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)、第十七條第一号(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)、第十八條第二項第一号及び第四項第一号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)、第二十條の二第一号(増加償却の届出書の記載事項)、第二十一條第一号(堅ろうな建物等の償却限度額の特例の適用を受ける場合の認定申請書の記載事項)、第二十一條の二第一号(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十一條の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十二條第一号(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十二條の三第一号及び第二項第一号(役員の給与等)、第二十四條の三第一号(適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書

八項又は第九項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

八 第四号又は第六号に規定する税を課されたことを証するこれらの税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきこれらの税に係る書類及びこれらの税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類

2・3 同 上

(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)

第三十七条 令第五百五十五條の六第一項第二号(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合には、当該書類又は当該届出に係る書類に記載すべき事項のうち第九條第一号(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)、第九條の二第一号(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)、第九條の三第一号(特別な償却の方法の承認申請書の記載事項)、第十一條第一号(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)、第十一條の二第一号(旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項)、第十三條第一号(特別な償却率の認定申請書の記載事項)、第十五條第一号(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)、第十七條第一号(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)、第十八條第二項第一号及び第四項第一号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)、第二十條の二第一号(増加償却の届出書の記載事項)、第二十一條第一号(堅ろうな建物等の償却限度額の特例の適用を受ける場合の認定申請書の記載事項)、第二十一條の二第一号(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十一條の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十二條第一号(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十二條の三第一号及び第二項第一号(役員の給与等)、第二十四條の三第一号(適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書

の記載事項)、第二十四条の四第一号(適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の五第一号(適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四条の六第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の七第一号(適格分割等に係る工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の八第一号(適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の九第一号(保険差益等に係る特別勘定の設定期間延長申請書の記載事項)、第二十四条の十第一号(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の十一第一号(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四条の十二第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五条第一号(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)、第二十五条の六第一号(適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十六条の八第一号(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の二第一号(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の八第七項第一号、第八項第一号及び第九項第一号(繰延ヘッジ処理)、第二十七条の九第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号(時価ヘッジ処理)、第二十七条の十三第一号(外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の十八第一号(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十七条の十九第一号(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十八条の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)並びに第二十八条の四第一号(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届

の記載事項)、第二十四条の四第一号(適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の五第一号(適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四条の六第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の七第一号(適格分割等に係る工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の八第一号(適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の九第一号(保険差益等に係る特別勘定の設定期間延長申請書の記載事項)、第二十四条の十第一号(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の十一第一号(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四条の十二第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五条第一号(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)、第二十五条の六第一号(適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十六条の八第一号(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の二第一号(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の八第七項第一号、第八項第一号及び第九項第一号(繰延ヘッジ処理)、第二十七条の九第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号(時価ヘッジ処理)、第二十七条の十三第一号(外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の十八第一号(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十七条の十九第一号(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十八条の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)並びに第二十八条の四第一号(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出

出書の記載事項)に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名は、当該連結親法人及び当該各連結法人の名称、納税地及び法人番号(連結子法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名とする。

2 省略

3 第二十七条の十四(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定は、連結親法人が次に掲げる事項を記載した法第八十一条の三第一項(個別益金額又は個別損金額)の規定又は租税特別措置法第三章第十節から第二十五節までの規定に基づく書類を提出する場合について準用する。

一 第二十七条の十四第一号及び第八号に掲げる事項

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号(準備金方式による特別償却)、第二十二條の四十五第四項第六号(海外投資等損失準備金)、第二十二條の四十七第六号(金属鉱業等鉱害防止準備金)、第二十二條の四十八第六号(特定災害防止準備金)、第二十二條の五十五第二項第六号(原子力発電施設解体準備金)、第二十二條の五十六第二項第六号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十二條の五十七第六号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十二條の五十八第二項第六号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十二條の五十九第七項第七号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十二條の七十第二項第七号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十二條の七十二第三項第七号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十二條の七十三第二項第七号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三省略

書の記載事項)に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名は、当該連結親法人及び当該各連結法人の名称、納税地及び法人番号(連結子法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名とする。

2 同上

3 同上

一 第二十七条の十四第一号及び第九号に掲げる事項

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号(準備金方式による特別償却)、第二十二條の四十五第四項第六号(海外投資等損失準備金)、第二十二條の四十六第三項第六号(新事業開拓事業者投資損失準備金)、第二十二條の四十七第六号(金属鉱業等鉱害防止準備金)、第二十二條の四十八第六号(特定災害防止準備金)、第二十二條の五十五第二項第六号(原子力発電施設解体準備金)、第二十二條の五十六第二項第六号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十二條の五十七第六号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十二條の五十八第二項第六号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十二條の五十九第七項第七号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十二條の七十第二項第七号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十二條の七十二第三項第七号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十二條の七十三第二項第七号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三 同上

四 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年財務省令第二十八号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則

- 四 省 略
- 五 省 略
- 六 省 略
- 七 省 略

八 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十五条（連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の四十六第三項第六号（新事業開拓事業者投資損失準備金）に掲げる事項

（外国税額控除を受けるための書類等）

第三十七条の六 法第八十一条の十五第九項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 三 省 略

四 租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受けるときには、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の百十八第一項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十八条の九十一第一項の規定による個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度において租税特別措置法第六十八条の九十一第一項又は第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社（同法第六十八条の

- 四 同 上
- 五 同 上
- 六 同 上
- 七 同 上
- 八 同 上

第二十二條の六十九第七項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（外国税額控除を受けるための書類等）

第三十七条の六 同 上

- 一 三 同 上

四 租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受けるときには、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明及び同項の規定による個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度において租税特別措置法第六十八条の九十一第一項又は第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社（同法第六十八条の

九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六條の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定（租税特別措置法施行令第三十九條の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該連結事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九條の百十八第十項又は第三十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九條の百二十の七第一項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九條の百十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十八條の九十三の三第一項の規定による個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度において租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項又は第六十六條の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十八條の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十六條の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。）の所

九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六條の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額で当該連結事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九條の百十八第八項又は第九項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明及び同項の規定による個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度において租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項又は第六十六條の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十八條の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十六條の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。）の所

得に對して課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集團等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該連結事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の百二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の百十八第八項又は第十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

八 第四号又は第六号に規定する税を課されたことを証するこれらの税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきこれらの税に係る書類及びこれらの税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類並びに第四号又は第六号に規定する個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類

2・3 省 略

（設立届出書の添付書類）

第六十三条 法第四百四十八条第一項（内国普通法人等の設立の届出）に規定する財務省令で定める書類は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下第六十五条までにおいて「定款等」という。）の写し（当該定款等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十五条（収益事業の開始等届出書の添付書類）において同じ。）で作成され、又は当該定款等の作成に代えて当該定款等に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

得に對して課される外国法人税の額で当該連結事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の百二十の七第四項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の百十八第八項又は第九項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

2・3 同 上

（設立届出書の添付書類）

第六十三条 法第四百四十八条第一項（内国普通法人等の設立の届出）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第六十五条までにおいて同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

- 一 法第四百四十八条第一項に規定するその設立の時に於ける貸借対照表
- 二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
- 三 株主等の名簿の写し
- 四 法第四百四十八条第一項に規定する内国法人である普通法人又は協同組合等が合併、分割又は現物出資（以下この号において「合併等」という。）により設立されたものであるときは、当該合併等に係る被合併法人、分割法人又は出資者の名称又は氏名及び納税地（その納税地とその本

(外国普通法人となつた旨の届出に係る添付書類)

第六十四条 法第百四十九条第一項及び第二項(外国普通法人となつた旨の届出)に規定する財務省令で定める書類は、定款等の和訳文とする。

(収益事業の開始等届出書の添付書類)

第六十五条 法第百五十条第一項(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記

店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地)を記載した書類

五 法第百四十八条第一項に規定する内国法人である普通法人が連結子法人である場合には、連結親法人の名称及びその納税地を記載した書類

六 設立趣意書

(外国普通法人となつた旨の届出に係る添付書類)

第六十四条 法第百四十九条第一項(外国普通法人となつた旨の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

一 法第百四十九条第一項に規定するその恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時における貸借対照表

二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(和訳文)
三 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの(名称及び所在地を記載した書類)

四 法第百四十九条第一項に規定するその恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時における法第百四十一条各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び財産目録

五 法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業の概要を記載した書類

2 | 前項の規定は、法第百四十九条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

(収益事業の開始等届出書の添付書類)

第六十五条 同 上

録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類」とする。

一 省略

二 定款等の写し

2 法第五十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 省略

二 定款等の写し

3 法第五十条第三項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表（当該貸借対照表が電磁的記録で作成され、又は当該貸借対照表の作成に代えて当該貸借対照表に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

4 省略

別表二十一 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

一 同上

二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
収益事業に係る事業場の名称及び所在地並びにその収益事業の経営の責任者の氏名その他その収益事業の概要を記載した書類

四 法第五十条第一項に規定する公益法人等が合併により設立されたものであり、かつ、その設立の時に収益事業を開始したときは、当該合併に係る被合併法人の名称及び納税地（その納税地と其の本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地）を記載した書類

2 同上

一 同上

二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

3 法第五十条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 法第五十条第三項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表

二 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記載した書類並びにその収益事業の経営の責任者の氏名その他その収益事業の概要を記載した書類

4 同上

別表二十一 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウエア、育成者権、公共施設等運営権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、特定災害防止準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、金属鉱業等鉱害防止準備金積立額、特定災害防止準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウエア、育成者権、公共施設等運営権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、新事業開拓事業者投資損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、特定災害防止準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、新事業開拓事業者投資損失準備金積立額、金属鉱業等鉱害防止準備金積立額、特定災害防止準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、

探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「の損金算入」を削る部分に限る。）及び第二編第一章第一節第十三款の款名の改正規定は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の施行の日から施行する。

（理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等に関する経過措置）

第三条 新規則第二十六条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人税法第五十七条第三項に規定する内国法人と施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の被合併法人との間で行われる同項の適格合併及び施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の他の内国法人の残余財産の確定について適用する。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第四条 新規則第二十七条の十五第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる法人税法施行令第百二十三条の八第三項第四号に規定する特定適格組織再編成等について適用する。

備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

(設立届出書等の添付書類に関する経過措置)

第五条 新規則第六十三条から第六十五条まで(同条第二項を除く。)の規定は、施行日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の法人税法第四百十八条第一項、第四百十九条第一項若しくは第二項又は第四百五十条第一項、第三項若しくは第四項の届出書について適用し、施行日前に提出した改正法第二条の規定による改正前の法人税法第四百十八条第一項、第四百十九条第一項若しくは第二項又は第四百五十条第一項、第三項若しくは第四項の届出書については、なお従前の例による。